

白浜町農業委員会議事録

1. 招集日時 令和3年10月8日(金)午後1時30分
2. 開 会 令和3年10月8日(金)午後1時30分
3. 開 議 令和3年10月8日(金)午後1時30分
4. 閉 会 令和3年10月8日(金)午後1時52分
5. 委員定数 14名
6. 会議に出席した委員は次のとおりである。

1番 尾崎 義治	2番 市川 博	3番 本田 勉	4番 後呂 豊
5番 栗栖 一	7番 鈴木 隆文	9番 南 喜久治	10番 小野 真一
11番 清水 哲治	12番 杉谷 孫司	14番 楠本 徹男	
7. 会議に欠席した委員は次のとおりである。

6番 木戸 孝	8番 藤原 久恵	13番 柏木 彰文
---------	----------	-----------
8. 職務で会議に出席したものの職氏名は次のとおりである。

局長 古守 繁行	係長 榎本 隆司	主事 大平 真也	主事 宮山 蓮
----------	----------	----------	---------
9. 議事日程

議題

議案第32号	農地法第3条の規定による許可について	3件
議案第33号	農地法第4条の規定による許可について	1件
議案第34号	農地法第5条の規定による許可について	2件
議案第35号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について	2件

10. 会議に付した事件 議事日程のとおり

11. 会議の経過 会長が議長席に着き、開会を告げ、議事日程を報告した。

局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から10月の農業委員会を開催させていただきたいと思
います。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただ
きたいと思しますので、よろしくお願い致します。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それ
では、只今より会議に入らせていただきます。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員
さんは、6番の木戸 孝 委員、8番の藤原 久恵委員、13番の柏木 彰文委員でございます。また、本日
は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地
区、田野井・ロケ谷地区、三舞地区、川添地区の推進委員さんが出席いただいております。それから、本日の
議事録の署名委員を指名させていただきます。3番の本田 勉委員と9番の南 喜久治委員を本日の議事録署
名委員に指名致します。よろしくお願い致します。

3番委員

9番委員 はい。

議長 それでは、早速でございますが、議題に入らせていただきます。議案第32号 農地法第3条の規定による許可について上程致します。事務局より説明願います。

事務局 はい。議案第32号 農地法第3条の規定による許可についてご説明いたします。1番につきましてご説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇で、地目はいずれも、台帳、現況ともに田、面積はそれぞれ、419㎡、218㎡、231㎡、135㎡、204㎡、307㎡、330㎡の、合計1,844㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん68歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん76歳です。申請理由は、譲受人においては、農地を改良し、梅を栽培したく、本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、高齢になり、農地を維持することが困難なため、本申請に至りましたとのことです。

 続きまして、2番につきましてご説明いたします。申請地は、〇〇字〇〇、〇〇、〇〇字〇〇で、地目はいずれも、台帳、現況ともに田、面積はそれぞれ、155㎡、373㎡、347㎡の、合計875㎡です。譲受人は〇〇の〇〇さん68歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん71歳です。申請理由は、譲受人においては、農地を改良し、梅を栽培したく、本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、高齢になり、農地を維持することが困難なため、本申請に至りましたとのことです。

 続きまして、3番につきましてご説明いたします。議案書の2ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇、〇〇で、地目はいずれも、台帳、現況ともに田、面積はそれぞれ、446㎡、247㎡の、合計693㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん68歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん71歳さん 持ち分2分の1、〇〇の〇〇さん73歳 持ち分2分の1です。申請理由は、譲受人においては、農地を改良し、梅を栽培したく、本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、高齢になり、農地を維持することが困難なため、本申請に至りましたとのことです。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと、3,412㎡となります。また、書類を精査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などでございます。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番、2番、3番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご

意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ありません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第32号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第33号 農地法第4条の規定による許可について上程致します。事務局から説明願います。

事務局 はい。議案第33号 農地法第4条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳が畑、現況は雑種地、面積は383㎡です。申請人は、〇〇の〇〇さん76歳です。資材置場への転用申請です。申請理由は、資材置場として数年前から利用しており、今回、本申請に至りましたとのことです。すでに土を入れ、資材置場として利用をしているので始末書付きの申請となっています。なお、本申請地の農地区分は、都市計画法に基づく用途地域内のため第3種農地となります。また、書類を精査したところ、農地法第4条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。本件につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員が欠席となっております。事務局に連絡等ありましたか。

事務局 〇〇委員から異議なしのご連絡をいただいております。

議長 　　他の委員さん方いかがですか。

全員 　　異議なし。

議長 　　ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第33号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第34号 農地法第5条の規定による許可について上程致します。事務局から説明願います。

事務局 　　はい。議案第34号 農地法第5条の規定による許可についてご説明いたします。1番につきましてご説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は308㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん34歳、〇〇の〇〇さん34歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん83歳です。所有権移転を伴います個人住宅用地への転用申請です。申請理由は、譲受人が当該地付近で居住用地を探しており、譲渡人については当該地を手放したいと考えていたため、本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、ほ場整備事業を行った区域内のため第1種農地となりますが、将来的には農地以外の土地として利用するという計画で非農用地として換地処分された土地です。

　　続きまして、2番につきましてご説明いたします。議案書の7ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は330㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん29歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん81歳 持分32分の9、〇〇の〇〇さん83歳 持分32分の9、〇〇の〇〇さん82歳 持分8分の1、〇〇の〇〇さん50歳 持分8分の1、〇〇の〇〇さん72歳 持分16分の3です。所有権移転を伴います個人住宅用地への転用申請です。申請理由は、譲受人が当該地付近で居住用地を探しており、譲渡人については当該地を手放したいと考えていたため、本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、ほ場整備事業を行った区域内のため第1種農地となりますが、将来的には農地以外の土地として利用するという計画で非農用地として換地処分された土地です。また、書類を精査したところ、農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。

現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番、2番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 先月の申請あった場所の続きの場所になりますので、異議ありません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第34号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局から説明願います。

事務局 はい。議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書の9ページをお願いいたします。集積計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は2件、4筆で、2,451㎡となっております。全件が使用貸借権の設定です。続きまして、詳細についてご説明いたします。

1番についてご説明いたします。議案書の10ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、現況地目は田、面積は757㎡です。借人は、〇〇の〇〇さんで、貸人は〇〇の〇〇さん52歳です。令和3年11月1日から4年5ヶ月の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、2番についてご説明いたします。議案書の12ページをお願いいたします。

申請地は、〇〇字〇〇、〇〇、〇〇で、現況地目はいずれも畑、面積はそれぞれ、542㎡、591㎡、561㎡の、合計1,694㎡です。借人は、〇〇の〇〇さん28歳で、貸人は〇〇の〇〇さん69歳です。令和3年11月1日

から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は茶栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番、2番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ありません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

〇〇委員 1番については、大阪の方が耕作するということですが、作っていただけるのでしょうか。

事務局 借人は障がい者福祉事業を行う法人であり、旧の市鹿野小学校を拠点に置いて障がい者就労支援事業を行っていきそうです。簡易宿泊所として中学生や高校生に合宿先として場所を提供し、地産地消を体験できるようにしていきます。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第35号につきまして、計画の決定を承認致します。

議長 以上で、予定しておりました議案は全て終了致しました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

事務局 ～白浜町遊休農地対策組織等検討協議会検討委員の視察研修について～
～令和3年度視察研修について～
（説明）事務局からは以上です。

議長 他に何かご意見はございませんか。

全員 はい。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和3年11月12日（金）午後1時30分から富田事務所 2
階 会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思いますが、いかが
ですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会致します。どうもありがとうございました。
楠本会長は、午後1時52分に閉会を宣した。
閉会終了 午後1時52分

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、別紙原本に行っています。